

第198期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当行の新株予約権等に関する事項 株主資本等変動計算書 個別注記表 連結株主資本等変動計算書 連結注記表

(2017年4月1日から)
(2018年3月31日まで)

株式会社 **福井銀行**

上記の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）及び執行役	2011年6月25日開催の取締役会決議による第1回新株予約権 ①新株予約権の数 1,189個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式 11,890株 ③新株予約権の行使期間 2011年7月12日から2041年7月11日 ④権利行使価額 1株当たり1円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	3名
	2012年6月23日開催の取締役会決議による第2回新株予約権 ①新株予約権の数 936個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式 9,360株 ③新株予約権の行使期間 2012年7月11日から2042年7月10日 ④権利行使価額 1株当たり1円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）及び執行役	2013年6月22日開催の取締役会決議による第3回新株予約権 ①新株予約権の数 1,513個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,130株 ③新株予約権の行使期間 2013年7月10日から2043年7月9日 ④権利行使価額 1株当たり1円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	3名
	2014年6月21日開催の取締役会決議による第4回新株予約権 ①新株予約権の数 1,435個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式 14,350株 ③新株予約権の行使期間 2014年7月9日から2044年7月8日 ④権利行使価額 1株当たり1円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	3名
	2015年6月20日開催の取締役会決議による第5回新株予約権 ①新株予約権の数 1,161個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式 11,610株 ③新株予約権の行使期間 2015年7月8日から2045年7月7日 ④権利行使価額 1株当たり1円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役(社外役員を除く。)及び執行役	2016年6月25日開催の取締役会決議による第6回新株予約権 ①新株予約権の数 1,648個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式 16,480株 ③新株予約権の行使期間 2016年7月13日から2046年7月12日 ④権利行使価額 1株当たり1円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日(執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日)の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	5名
	2017年6月24日開催の取締役会決議による第7回新株予約権 ①新株予約権の数 1,719個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式 17,190株 ③新株予約権の行使期間 2017年7月12日から2047年7月11日 ④権利行使価額 1株当たり1円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日(執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日)の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	7名
社外取締役	—	—

注 2017年10月1日付で実施した10株を1株とする株式併合により、「目的となる株式の数」は調整されています。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

第198期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	17,965	2,614	38	2,652
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
圧縮積立金の積立				
圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
土地再評価差額金の取崩				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△ 8	△ 8
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 8	△ 8
当 期 末 残 高	17,965	2,614	29	2,643

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計		
		圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	17,965	94	52,430	6,359	76,849	△ 1,090	96,376
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△ 1,204	△ 1,204		△ 1,204
圧縮積立金の積立		215		△ 215	—		—
圧縮積立金の取崩		△ 26		26	—		—
別途積立金の積立			4,000	△ 4,000	—		—
土地再評価差額金の取崩				164	164		164
当 期 純 利 益				3,988	3,988		3,988
自己株式の取得						△ 6	△ 6
自己株式の処分						233	224
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	188	4,000	△ 1,241	2,947	227	3,165
当 期 末 残 高	17,965	282	56,430	5,118	79,796	△ 862	99,542

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	12,405	△ 27	5,949	18,328	205	114,910
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 1,204
圧縮積立金の積立						—
圧縮積立金の取崩						—
別途積立金の積立						—
土地再評価差額金の取崩						164
当 期 純 利 益						3,988
自己株式の取得						△ 6
自己株式の処分						224
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	933	25	△ 164	795	△ 17	778
当 期 変 動 額 合 計	933	25	△ 164	795	△ 17	3,943
当 期 末 残 高	13,339	△ 1	5,785	19,123	187	118,854

個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年 ～ 50 年
その他	2 年 ～ 20 年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,486百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日付から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、制度等で一定の事象に基づく損失負担が定められた債権について、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 耐震対応損失引当金

耐震対応損失引当金は、店舗等の耐震対応に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると合理的に見込まれる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対する金利スワップについては、金利スワップの特例処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年（2002年）7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生増進策として、従業員持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。本プランは、「福井銀行職員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであり、本プランを実施するため当行は信託銀行に「福井銀行職員持株会専用信託」（以下、「従持信託」という。）を設定しております。

(1) 取引の概要

従持信託は、信託の設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当行は、従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託が保有する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、783百万円、340千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

709百万円

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額

株式	311百万円
出資金	156百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中のその他の証券に3,017百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は351百万円、延滞債権額は26,911百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年（1965年）政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は133百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は202百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,598百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,165百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	204,682百万円
担保資産に対応する債務	
預金	12,584百万円
売現先勘定	28,401百万円
債券貸借取引受入担保金	47,457百万円
借入金	109,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券13,825百万円及びその他資産24,054百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金213百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、427,331百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが419,422百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年（1998年）3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年（1998年）3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 8,430百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 21,984百万円

- 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,489百万円
- 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は585百万円であります。
- 14. 関係会社に対する金銭債権総額 11,514百万円
- 15. 関係会社に対する金銭債務総額 9,889百万円

(損益計算書関係)

- 1. 関係会社との取引による収益
 - 資金運用取引に係る収益総額 76百万円
 - 役務取引等に係る収益総額 129百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る収益総額 145百万円
- 関係会社との取引による費用
 - 資金調達取引に係る費用総額 1百万円
 - 役務取引等に係る費用総額 496百万円
 - その他の取引に係る費用総額 694百万円

- 2. 関連当事者との間の取引
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	福井信用保証サービス株式会社	所有 直接50.00% 間接50.00%	保証取引	被債務保証 (注)	429,644	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 福井信用保証サービス株式会社より、当行の各種ローン等に対して保証を受けております。保証条件は、ローンの商品毎にローン利用者の信用リスク等を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の近親者	湯浅 和幸	—	—	資金の貸付 (注)	—	貸出金	155

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸出金取引については、一般の取引と同様な条件で行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）	摘要
自己株式					
普通株式	4,727	5	4,358	373	(注1、2、3、4)
合計	4,727	5	4,358	373	

- (注) 1. 2017年10月1日付で10株を1株に併合しております。
- 2. 自己株式の当事業年度末株式数には、従持信託が保有する当行株式340千株が含まれております。
- 3. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加4千株（株式併合前3千株、株式併合後0千株）及び株式併合に伴う割当端数株式の買取りによる増加1千株であります。
- 4. 自己株式の株式数の減少は、従持信託による当行株式の持株会への譲渡388千株（株式併合前352千株、株式併合後36千株）、ストック・オプションの権利行使請求に応じたもの293千株（株式併合前）、単元未満株式の買増請求に応じたもの0千株（株式併合前）及び株式併合による減少3,676千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」「商品地方債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2018年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 5

2. 満期保有目的の債券 (2018年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2018年3月31日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	311
関連法人等株式	—
合計	311

4. その他有価証券 (2018年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,075	9,280	14,794
	債券	336,429	331,070	5,358
	国債	140,218	136,935	3,283
	地方債	67,339	65,779	1,560
	社債	128,871	128,356	514
	その他	86,611	84,749	1,862
	うち外国証券	72,144	70,904	1,239
	小計	447,115	425,101	22,014
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,265	4,516	△251
	債券	40,923	41,054	△130
	国債	4,890	4,922	△32
	社債	36,033	36,131	△98
	その他	114,999	117,922	△2,922
	うち外国証券	67,861	68,722	△861
	小計	160,188	163,493	△3,305
合計		607,304	588,594	18,709

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,423
その他	182
合計	1,606

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	4,732	626	155
債券	14,959	75	68
国債	3,022	10	—
地方債	9,937	64	27
社債	2,000	1	40
その他	98,459	1,375	2,220
うち外国証券	79,173	786	1,114
合計	118,151	2,077	2,444

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、675百万円（すべて株式）であります。

なお、当該減損処理にあたっては、決算日の時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率及び当該発行会社の業績推移等を考慮したうえで、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2018年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの （百万円）	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの （百万円）
その他の 金銭の信託	6,400	6,400	—	—	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,790 百万円
退職給付引当金	1,591
有価証券有税償却	749
減価償却費	1,181
土地に係る減損損失	820
その他	908
繰延税金資産小計	11,042
評価性引当額	△6,374
繰延税金資産合計	4,667
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,369
固定資産圧縮積立金	△123
その他	△7
繰延税金負債合計	△5,501
繰延税金負債の純額	△834 百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	4,992円 8銭
1 株当たりの当期純利益金額	168円11銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	167円44銭

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	17,965	2,734	81,691	△ 1,090	101,300
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,204		△ 1,204
土地再評価差額金の取崩			164		164
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,927		3,927
自己株式の取得				△ 6	△ 6
自己株式の処分		△ 8		233	224
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 8	2,886	227	3,105
当 期 末 残 高	17,965	2,725	84,578	△ 862	104,406

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計
当 期 首 残 高	12,413	△ 27	5,949	23	18,359
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
土地再評価差額金の取崩					
親会社株主に帰属 する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	937	25	△ 164	△ 17	781
当 期 変 動 額 合 計	937	25	△ 164	△ 17	781
当 期 末 残 高	13,350	△ 1	5,785	5	19,140

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	205	4,226	124,092
当期変動額			
剰余金の配当			△ 1,204
土地再評価差額金の取崩			164
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,927
自己株式の取得			△ 6
自己株式の処分			224
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 17	349	1,113
当期変動額合計	△ 17	349	4,218
当期末残高	187	4,575	128,310

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 6 社
会社名

福銀ビジネスサービス株式会社
株式会社福井キャピタル&コンサルティング
福井信用保証サービス株式会社
株式会社福銀リース
株式会社福井カード
福井ネット株式会社

なお、従来、連結の範囲に含めておりましたFukui Preferred Capital Cayman Limitedは、2017年8月24日に清算終了いたしました。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 1 社
会社名

福銀6次産業化投資事業有限責任組合

非連結の子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1 社
会社名

福銀6次産業化投資事業有限責任組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等 2 社
会社名

ふくい観光活性化投資事業有限責任組合
ふくい未来企業支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子法人等及び関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3 月末日 6 社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年 ～ 50年

その他 2年 ～ 20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書さに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,486百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、制度等で一定の事象に基づく損失負担が定められた債権について、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

10. 耐震対応損失引当金の計上基準

耐震対応損失引当金は、店舗等の耐震対応に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると合理的に見込まれる額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. リース取引の処理方法

（貸主側）

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対する金利スワップについては、金利スワップの特例処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年（2002年）7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生増進策として、従業員持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。本プランは、「福井銀行職員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであり、本プランを実施するため当行は信託銀行に「福井銀行職員持株会専用信託」（以下、「従持信託」という。）を設定しております。

(1) 取引の概要

従持信託は、信託の設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当行は、従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

- (2) 信託が保有する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、783百万円、340千株であります。

- (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

709百万円

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結の子法人等及び関連法人等の出資金総額 172百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中のその他の証券に3,017百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は698百万円、延滞債権額は27,261百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年（1965年）政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は133百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は202百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,296百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,165百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	204,682百万円
------	------------

担保資産に対応する債務

預金	12,584百万円
売現先勘定	28,401百万円
債券貸借取引受入担保金	47,457百万円
借入金	109,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券13,825百万円及びその他資産24,054百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金217百万円及び金融商品等差入担保金988百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、431,481百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが423,572百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年（1998年）3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年（1998年）3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 8,430百万円

- 11. 有形固定資産の減価償却累計額 21,656百万円
- 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,489百万円
- 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は585百万円でありま
す。

(連結損益計算書関係)

- 1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益993百万円を含んでおります。
- 2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却431百万円、株式等償却675百万円及び株式等売却損989百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

- 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	241,446	—	217,302	24,144	(注1、2)
合計	241,446	—	217,302	24,144	
自己株式					
普通株式	4,727	5	4,358	373	(注1、3、4、5)
合計	4,727	5	4,358	373	

- (注) 1. 2017年10月1日付で10株を1株に株式併合しております。
2. 発行済株式に係る株式数の減少217,302千株は、株式併合によるものであります。
3. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、従持信託が保有する当行株式340千株が含まれております。
4. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加4千株（株式併合前3千株、株式併合後0千株）及び株式併合に伴う割当端数株式の買取りによる増加1千株であります。
5. 自己株式の株式数の減少は、従持信託による当行株式の持株会への譲渡388千株（株式併合前352千株、株式併合後36千株）、ストック・オプションの権利行使請求に応じたもの293千株（株式併合前）、単元未満株式の買増請求に応じたもの0千株（株式併合前）及び株式併合による減少3,676千株であります。

- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—				187	
合計			—				187	

3. 配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年5月12日 取締役会	普通株式	602百万円	2.5円	2017年3月31日	2017年6月2日
2017年11月10日 取締役会	普通株式	602百万円	2.5円	2017年9月30日	2017年11月30日
合計		1,204百万円			

(注) 2017年5月12日取締役会決議及び2017年11月10日取締役会決議の配当金の総額には、それぞれ従持信託に対する配当金10百万円及び9百万円を含めております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	602百万円	利益剰余金	25円	2018年3月31日	2018年6月1日

(注) 配当金の総額には、従持信託に対する配当金8百万円を含めております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に総合的な金融サービス事業を行っております。具体的には預金業務、貸出業務、外国為替業務等のほか、安定的に資金利益を確保する目的で有価証券などの市場運用を行っております。

また、顧客の為替に係るリスクヘッジニーズに対応するため、また当行自身の市場リスクの適切な管理等を目的とするALMに活用するためやリスクを一部緩和させた安定運用の手段として、デリバティブ取引を行っております。さらに、短期的な収益を目的とした取引については、一定のポジション限度や損失限度等を設定しております。なお、仕組みが複雑で投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

当行の一部の連結対象子会社には、リース業務を行っている子会社があります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当行グループの金融資産は、主として国内の顧客に対する貸出金であり、信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。有価証券は主に債券、株式、投資信託であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。また、コールローンは信用リスクに晒されております。

金融負債は、主として国内の顧客からの預金、譲渡性預金であり、市場リスクに晒されております。コールマネー及び借入金は、市場リスク及び一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、金利関連取引では金利スワップ取引、通貨関連取引では通貨スワップ取引、通貨オプション取引、先物外国為替予約取引であり、市場リスク及び信用リスクに晒されております。なお、資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う為替スワップ取引等については、その一部についてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象、為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

「信用リスク」とは、信用供与先の信用状況の悪化により、銀行の資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、信用リスクは業務運営において不可避のリスクであり、かつ迅速な対応が必要であることを十分認識した上で、信用リスクをコントロールできる態勢を築くことを目指しております。とりわけ、与信集中リスクについては、信用リスクの集中を回避し、バラン

スのとれた与信ポートフォリオを構築するため、与信集中リスク管理基準を制定し、与信集中リスクの把握・改善に取り組んでおります。

なお、計測した信用リスク量については信用格付別・業種別・地域別などの信用リスクの状況を評価・分析するとともに、「リスク資本制度」のもとでリスク量による量的な管理、コントロールを行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等のさまざまな市場リスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、主として「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」があります。

当行では、市場リスク管理をA L Mの一環として位置付け、自己資本、収益力、預貸金動向や有価証券保有状況等を踏まえたうえで、リスクとリターンのバランスを適切に保つことを方針としております。

具体的には、「経営会議」において統合リスク量の状況、市場投資部門のリスク量の状況及び預貸金の金利リスク量の状況を審議するとともに、「有価証券運用計画」を審議することで、銀行全体のリスクと市場リスクを一体的に管理する体制としております。市場投資部門においては、有価証券全体及び種類別のポジション枠を設定し、その範囲内で機動的に市場取引を行っております。

また、市場関連取引の相互牽制のために、市場リスクの管理部署（ミドル・オフィス）は、フロント・オフィス、バック・オフィスとは組織的に分離し、日次でリスクの状況をモニタリングしております。

なお、市場リスクの管理部署では、バンキング業務における有価証券勘定と預貸金勘定について、バリュエーション・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスク量を把握し、リスク管理・分析を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当行の市場リスク量（VaR）算出には、手法として主に分散・共分散法を採用しております。

有価証券勘定	観測間隔：日次、保有期間：1年、信頼水準：99.0%、 観測期間：5年
--------	--

預貸金勘定	観測間隔：月次、保有期間：1年、信頼水準：99.0%、 観測期間：5年
-------	--

当行は、預貸金勘定の市場リスク量（VaR）算出にあたってコア預金を考慮しており、コア預金の計測方法は標準的手法を採用しております。

2018年3月31日現在で、当行の市場リスク量（VaR）は、全体で36,226百万円です。

なお、当行では市場リスク計測手法の信頼性を検証するために、有価証券勘定において算出した保有期間：1日のVaRと日々の時価下落額とを比較する方法によりバックテストングを実施しております。

2017年度に関して実施したバックテストングの結果、実際の損失がVaRを超えた回数は0回であり、市場リスク計測手法は十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

「流動性リスク」には、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである「資金繰りリスク」、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクである「市場流動性リスク」、対外決済において資金又は資産を予定通り受け取れなくなることにより損失を被るリスクである「決済リスク」が含まれます。

流動性リスクは、これら資金繰りリスク、市場流動性リスク、決済リスクの3つのリスクを総合したリスクですが、市場流動性リスク、決済リスクは最終的に資金繰りリスクに帰結するものであり、資金繰りリスクの管理が重要な経営課題であると捉えております。

当行では、円貨・外貨のそれぞれについて、資金調達構成や運用と調達の資金ギャップ、流動性準備高の管理を通じて適正な資金繰り管理を実施し、統合的リスク管理部門の担当執行役に報告を行っております。

具体的には、資金繰りの状況に応じて、「平常時」「懸念時」「危機時」の区分を設定し、それぞれの区分に応じた管理手法・報告体制・決裁方法を定めただうえで、組織的に独立したフロント・オフィス、バック・オフィス、ミドル・オフィスが相互牽制を働かせながら管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	354,714	354,714	—
(2)商品有価証券 売買目的有価証券	504	504	—
(3)有価証券 その他有価証券	607,369	607,369	—
(4)貸出金 貸倒引当金（＊1）	1,617,855 △13,274		
	1,604,580	1,635,615	31,034
資産計	2,567,169	2,598,203	31,034
(1)預金及び譲渡性預金	2,324,100	2,324,218	118
(2)売現先勘定	28,401	28,401	—
(3)債券貸借取引受入担保金	47,457	47,457	—
(4)借入金	109,709	109,709	—
負債計	2,509,669	2,509,787	118
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	137	137	—
ヘッジ会計が適用されているもの	666	666	—
デリバティブ取引計	803	803	—

- （＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- （＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
- デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、連結決算日における残存期間が短期間（6か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、将来償還及び利払が見込まれる元利金キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値をもって時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4)貸出金

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積残高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

上記以外の貸出金については、将来回収が見込まれる元利金キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値をもって時価としております。

負債

(1)預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)売現先勘定

これらは、約定期間が短期間（６か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（６か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)借入金

約定期間が短期間（６か月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（＊１）（＊２）	1,461
組合出資金（＊３）	355
合計	1,816

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	318,841	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち	77,064	208,509	114,569	45,362	48,346	53,932
満期があるもの						
貸出金(※)	426,567	328,527	231,296	136,058	135,441	312,816
合計	822,473	537,036	345,866	181,420	183,787	366,748

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない26,893百万円、期間の定めのないもの20,253百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金及び譲渡性預金(※)	2,221,549	85,704	14,025	860	1,960	—
売現先勘定	28,401	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	47,457	—	—	—	—	—
借入金	109,218	436	54	—	—	—
合計	2,406,627	86,141	14,079	860	1,960	—

(※) 預金及び譲渡性預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2018年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△5

2. 満期保有目的の債券(2018年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券（2018年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	24,140	9,300	14,839
	債券	336,429	331,070	5,358
	国債	140,218	136,935	3,283
	地方債	67,339	65,779	1,560
	社債	128,871	128,356	514
	その他	86,611	84,749	1,862
	うち外国証券	72,144	70,904	1,239
	小計	447,180	425,120	22,059
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	4,265	4,516	△251
	債券	40,923	41,054	△130
	国債	4,890	4,922	△32
	社債	36,033	36,131	△98
	その他	114,999	117,922	△2,922
	うち外国証券	67,861	68,722	△861
	小計	160,188	163,493	△3,305
合計		607,369	588,614	18,754

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	4,732	626	155
債券	14,959	75	68
国債	3,022	10	—
地方債	9,937	64	27
社債	2,000	1	40
その他	98,459	1,375	2,220
うち外国証券	79,173	786	1,114
合計	118,151	2,077	2,444

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、675百万円（すべて株式）であります。

なお、当該減損処理にあたっては、連結決算日の時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率及び当該発行会社の業績推移等を考慮したうえで、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2018年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	6,400	6,400	—	—	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 41百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 7名	当行執行役 7名	当行執行役 7名	当行執行役 7名	当行執行役 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 22,120株	普通株式 29,020株	普通株式 25,490株	普通株式 23,230株	普通株式 18,490株
付与日	2011年7月11日	2012年7月10日	2013年7月9日	2014年7月8日	2015年7月7日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	2011年7月12日～ 2041年7月11日	2012年7月11日～ 2042年7月10日	2013年7月10日～ 2043年7月9日	2014年7月9日～ 2044年7月8日	2015年7月8日～ 2045年7月7日

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 7名	当行執行役 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 24,120株	普通株式 17,190株
付与日	2016年7月12日	2017年7月11日
権利確定条件	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない
権利行使期間	2016年7月13日～ 2046年7月12日	2017年7月12日～ 2047年7月11日

（注）2017年10月1日付で行った10株を1株とする株式併合後の株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	11,890	10,920	22,810	20,930	17,470
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	1,560	7,680	6,580	5,860
失効	—	—	—	—	—
未行使残	11,890	9,360	15,130	14,350	11,610

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	24,120	—
付与	—	17,190
失効	—	—
権利確定	24,120	—
未確定残	—	17,190
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	24,120	—
権利行使	7,640	—
失効	—	—
未行使残	16,480	—

（注）2017年10月1日付で行った10株を1株とする株式併合後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使時平均株価	—	1株当たり 2,800円	1株当たり 2,800円	1株当たり 2,800円	1株当たり 2,800円
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 2,120円	1株当たり 1,580円	1株当たり 1,960円	1株当たり 2,130円	1株当たり 2,210円

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円
行使時平均株価	1株当たり 2,800円	—
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 1,920円	1株当たり 2,350円

(注)「行使時平均株価」及び「付与日における公正な評価単価」は、2017年10月1日付で行った10株を1株とする株式併合後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2017年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	2017年ストック・オプション
株価変動性(注1)	28.387%
予想残存期間(注2)	7.7年
予想配当(注3)	5円/株
無リスク利率率(注4)	0.040%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する期間(2009年10月から2017年7月まで)の株価実績に基づき算定しております。
2. 付与日における現任各執行役の年齢と当行内規による退職年齢までの差を予想在任期間とし、割当個数による加重を平均する方法により見積もっております。
3. 2017年3月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	5,197円40銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	165円57銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	164円91銭

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たりの純資産額、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定しております。